

○名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の実施に伴う意見聴取会（第 4 回） <議事録>

【日 時】 平成 28 年 11 月 24 日（木）10 時～11 時

【場 所】 西の丸会議室

【参加者（敬称略）】 評価委員：片岡、川地、三浦

竹中工務店：三田村、谷村、尾関、上村、末永、新谷、中井

名古屋城総合事務所：西野、渡邊、樋口、矢形、内田

ナゴヤ魅力向上：舘、西川

総務課：豊田、谷、小西

財政局：名和

住宅都市局：城

舘 主 幹	<p>それでは定刻になりましたので、「名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式の実施に伴う第 4 回意見聴取会」を開催させていただきたいと思えます。</p> <p>本日の会議でございますが、非公開の開催となりますが、会議の冒頭につきましては撮影をしていただくことができます。撮影される方につきましては、この時間の方でお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">——— 頭撮り ———</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、以上で終了させていただきたいと思えますので、マスコミの皆様につきましては、ご退出の方お願い致します。</p> <p>それでは、本日は、お忙しい中、意見聴取会の方にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の進行を担当させていただきます、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上部主幹の舘でございます。よろしくお願い致します。それでは、開催にあたりまして、名古屋城総合事務所、所長の西野よりご挨拶を申し上げます。</p>
西 野 所 長	<p>名古屋城総合事務所、所長の西野です。どうもよろしくお願い致します。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。3月にですね、評価委員会を開きまして、その時に優先交渉権者ということで竹中工務店をご評価いただいた上で、名古屋市としても決定をしたというところがございますけれども。その後、市民のアンケートなども行いまして、木造復元に関しては市民の 6 割が賛成をしておるといことも、そういう結果も踏まえて、私ども 6 月の議会に、設計を進</p>

めていく、そういう予算を議案として提出を致しております。現在 6 月の議会、それから 9 月の議会で継続審議ということで、なりまして、次の 11 月議会、今開会しておりますけれども、こちらでまた改めて審議されるという状況でございます。そういう中で、9 月の議会の際に議会の方からの色んなご意見を踏まえて、石垣についてのですね、やはり熊本地震を受けた、そういう中での石垣を、いかに安全性を保つか、そういうことをきちんと調べといた方がいい、考えていくべきであろうというような議会の意見も踏まえてですね、そういったことへの時間をとって、2020 年 7 月という工期をですね、2022 年の 7 月ということで天守閣の完成期限を延ばすという、そういうふうな方針を市長が発言したと、いうようなことでございますので、それを受けて今、工程の組み直しをしているというところです。本日は、今までのそういった経緯と、それから現在考えている工程につきましてご説明をさせていただきます、ご意見を賜ればと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

館 主 幹

それでは、初めに出席者の方を紹介させていただきます。本会議は、昨年度実施させていただきました、名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルの学識経験者の意見聴取会において評価委員を務めていただきました皆様に、今年度も引き続き学識経験者としてのご出席を依頼しております。本日は、3 名の評価委員の方にご出席いただいております。順にご紹介させていただきます。中部大学名誉教授、片岡委員でございます。川地建築設計室主催、川地委員でございます。広島大学大学院教授、三浦委員でございます。なお、本日、お時間の都合が合わなかった評価委員の皆様につきましては、改めて個別に意見をお聞きする予定にしておるところでございます。また、本日は名古屋城天守閣整備事業の公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者に選定された株式会社竹中工務店名古屋支店の皆様にも、この後ご出席いただく予定としております。最後に、事務局側の出席者をご紹介します。改めまして、観光文化交流局名古屋城総合事務所の西野所長でございます。名古屋城総合事務所主幹、渡邊でございます。観光文化交流局総務課長の豊田でございます。財政局財政部主幹の名和でございます。住宅都市局営繕部企画保全課長の城でございます。以上となります、本日はどうぞよろしくお願い致します。

続きまして、本日お配りしております、資料の方、確認させていただきます。まず会議次第、A4 のペーパーですね、会議次第が一枚。裏の方に出席者の方をご紹介します。あと、会議資料といたしまして、資料 1 ですね。「名古屋城天守閣整備事業の優先交渉権者の決定以降の経緯について」という A4 のペーパーが一枚。あと、資料 2 といたし

まして、「名古屋城天守閣木造復元に係る工程について」ということで、A3の紙が二枚、お手元に配布させていただいておりますが、ご確認いただきたいと存じます。もしもですね、何か足りないものがあればお知らせいただければ。

それでは、議事の方に移らせていただきます。本日の会議でございますが、まず議題 1 といたしまして、優先交渉権者選定後の経緯について、そちらの方からご説明させていただきたいと思っております。優先交渉権者選定時から、天守閣完成時期の変更など、盛り込まれた工程表について、これから忌憚ないご意見いただければと思っておりますのでよろしくお願い致します。

まず初めに、資料 1 についてご説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

渡 邊 主 幹

それでは、資料 1 につきまして、ご説明させていただきます。名古屋城天守閣整備事業の優先交渉権者決定以降の経緯について、という形での資料で取りまとめさせていただいております。左側から時期と項目、内容という形で表記をさせていただいております。28年の3月の意見聴取会第2回、第3回目から、その内容について表記をさせていただきまして、その後についてのお話について掲げさせていただいているところでございます。意見の聴取会第2回、第3回目を実施させていただきまして、技術提案の審査及び第3回目の時に優先交渉権者に係る評価をいただいたという形でございます。その後、3月の末、29日だと思いますが、その時に優先交渉権者を決定させていただいたといったところでございます。4月に入りまして、経済水道委員会、名古屋の市議会、委員会でございますが、その時に天守閣、所管事務調査という形でございますけれども、天守閣の事業整備に係るスケジュールについての変更、変更という形で書かせていただいておりますが、案として提示をさせていただいているといったことと、あとは優先交渉権者に関しての交渉の進め方等についてのご報告をさせていただいているところでございます。この4月の報告を受けてですね、5月に2万人アンケートを行い、その2万人アンケートの結果といったものを内容でお示しさせていただいているところでございます。その内容につきましては、2020年7月までの復元、木造復元を今していった方がいいんじゃないかといったご意見が21.5%、20年7月にとらわれない木造復元を今していった方がいいんじゃないかというご意見が40.6%、耐震改修といったものが26.3%のご意見があったといった形でございます。この内容を受け、6月、広報ナゴヤ特集号「名古屋城天守閣の整備」といった特集号を配布させていただいているところでございます。それ以降、6月の定例会といった形で、名古屋城天守閣の整備に係

る補正の予算の案といったものを上程させていただいたところでございますけれども、いま現状皆様方にもご報告させていただいてますが、6月の時点でも継続審議になったといったことです。その継続審議の理由といった形ではございますけれども、「・」が三つめの一番下にありますけれども、議会からの、収支の見込み、石垣の安全性の評価、総事業の妥当性などの課題の指摘を受けて継続審議になったといったところでございます。その6月の定例会の中でも、市長の方から2026、27を目途に工程表を見直すことは、名古屋にとっても大きな起爆剤となると、ただし、優先交渉権者の法的位置付けなどの整理なんかが必要だと、そういったことは若干時間がかかるといったところでの話をさせていただいているところでございます。それ以降、継続審議になったことを受けまして、7月8月、優先交渉権者等との協議を重ね、9月の定例会、6月の定例会に続きまして9月の定例会も臨んでいくという形になりますけれども、この結果についても引き続き継続審議になっているところでございます。この継続審議になっている理由につきましては、これも「・」三つめですけれども、議会から、先程西野所長からもありましたが、完成時期を概ね2年延長、2020年7月を2022年7月を目途としていきたいといったところの市長の発言を受けて、議会からこの完成時期の見直しについて優先交渉権者と十分な協議をまずはされていないといったこと、あとは、工程の確認が取れていないことや、訴訟リスクが否定できないなどの課題が指摘されまして、継続審議となっているところでございます。この9月の状況を踏まえて、竹中工務店さんと工程についての協議をさせていただき、今回、評価委員の皆様方に案という形をお示しさせていただき、ご意見をいただきたいと、そういった経緯の流れでいるといったところでございます。この10月以降という形でありますけれども、工程表について優先交渉権者と協議をしてきて現在に至るといったところでございます。資料1につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。

館 主 幹

ありがとうございました。それではですね、引き続きまして、資料2の説明の方に移らさせていただきたいと思えます。新たな工程表についてということで、A3でですね、2枚の方提示させていただいております。ここからですね、竹中工務店さん、名古屋城天守閣整備事業優先交渉権者に選定されました竹中工務店さんの方にも資料の説明を一緒にさせていただきたいと思えます。竹中工務店さんの方、よろしくお願い致します。

——— 竹中工務店入室 ———

それでは、お手元の資料2の説明をさせていただきたいと思えますので、

渡 邊 主 幹	<p>資料の方、ご覧いただきたいと存じます。</p> <p>では、今、お手元の資料、会議の議事次第といったところの資料に添付させていただきます。別添の資料 2 といった、A3 横の 2 枚についてご説明をさせていただきます。よろしかったでしょうか。</p> <p>名古屋城天守閣復元に係る工程についてという形で、案として、A 案、B 案、C 案といった 3 つの案を掲げさせていただいているところがございます。まずは、この案についてご説明をさせていただきます。このバーチャートを見ていただくとおり、設計、基本設計、実施設計といった内容のバーチャート及び石垣の調査及び石垣の詳細調査といった内容、あとは、仮設工事といったところ。この仮設工事については、車路、棧橋、特別史跡内に入っていくものと、あとは、特別史跡外のものも含まれている仮設工事といったもの、あとは、解体工事のエレベーター部分と解体工事の天守閣部分についての工程表、及び、その以降石垣調査について、一部石垣調査が実施されることと、天守閣の木造復元といった、大きくはこの内容についてのスケジュール感といった形でお示しをさせていただいているところがございます。細かな工程表といったところについてのお話といったことになると、またもう少し複雑になってくるといったところがございますので、まずは、大きくくりとして、このバーチャートのレベルのところでのお話を、大きくポイントをつかんでですね、ご説明をさせていただきたいというふうに思っているところがございます。</p> <p>まず、A 案、B 案、C 案の大きく違うところといったところをまずポイントにしてご説明させていただきます。</p> <p>A 案につきましてですけれども、まずは基本設計を実施し、今現状を踏まえた形での許可をとっていく。この「○（しろ丸）」が、下の注を見させていただきますと、復元検討委員会の開催といったものが、「○」になってございます。その復元検討委員会を受けて文化審議会のもう一つ上位のところでご審議いただく文化審議会が「●（くろ丸）」といった形でございます。この基本設計を進めていく中で、復元検討委員会をまずは 3 月にとり、提出をさせていただき、その基本設計、今の現状を踏まえたうえでの文化審議会をとっていこうといったところを、まずは A 案としては予定をしているところです。その後基本設計をしていきがてら、文化審議会の許可を得ると、得て、今後史跡内の仮設工事といったものが、ポイントとして下入っていく形になるんですが、その仮設工事、解体工事を実施しながら、並行して実施設計を伴い実施をしていくと。この基本設計での 5 月の許可といったところにつきましては、全体の計画及び解体の許可をとっていくと、そういった形の全体の計画の許可を取り、仮設の工事に入り、それと並行しながら、実施設計をしながら、詳細の許可を 30 年の 10</p>
---------	---

月にとっていこうというような、2 段階での許可をとっていくといった構成案でございます。まず、基本設計の段階ではまずは、石垣に荷重をかけないといった方向で、まずは許可をとっていこうといった形のケースでございます。そして、先程、課題等として熊本の地震等を受けての再調査につきましては、その許可を得た後に、石垣詳細調査とありますけれども、この段階での調査をやり、その詳細調査を踏まえて、30 年の許可をとっていこうというような形になってございます。この許可をとりながら、大きくは石垣詳細調査を許可の、実際に荷重をかけないで許可をとっていくと、その詳細調査については、石垣の詳細の調査をやり、今後詳細としての許可をとっていくといった立てつけになっているところがございます。その後天守閣が解体が終わった後、石垣の詳細の調査、実際に取り壊しが終わった後に石垣の部分、石垣を外していくと、そういったところも、ある一定の調査が必要じゃないかという形で、時間を設けて、それが終わった後木造復元に入っていくといった工程になってございまして、この工程につきましては、33 年の 11 月に木造天守閣が終わると言ったような形になっているところがございます。

B 案につきましては、A 案とはちょっと少し時系列的に時間がずれているところがございますが、この基本設計をし、一回目の許可、文化庁の現状変更の許可をとっていく時期を、5 月、A 案の 5 月ではなくて、10 月にしていこうといった案でございます。10 月にとっていくといった形になりますと、復元検討委員会が 3 月と 7 月に実施して、10 月に許可をとっていくといったスキームでございます。ただ、石垣の調査につきましては、詳細調査につきましては、7 月から実施をしていくと言った形になっているところがございます。ここでひとつ、石垣の調査といったものが二つのブロックに分かれておりますが、前を書いてある石垣の調査といったものは、今まで、今まで提案として優先交渉権者さんの方が、実際に予定をされていた内容、いわゆる石垣自体の今の現状をまずはきちっと把握をすること、あとは、石垣の根入についての確認をしていくといったこと、あとは、石垣を、荷重を、天守の荷重をかけないといった状況での石垣の保存をどうしていくのか、今後積み直しをどうしていくのかといった、プロポーザルの提案時の条件を克服していくための石垣の調査という形になってございます。この石垣の詳細調査といったものにつきましては、今回熊本の地震を受けて、水平荷重だとかあとは石垣に対してある一定の荷重をかけた方がいいんじゃないかだとか、荷重をかけないほうがいいんじゃないかだとか、そういったいろんな側面からの石垣の安定性についての議論といったものが上がってきたものですから、それを追加するという形で石垣の詳細調査をしていくといったものを考えているところがございます。そういった形のものの石垣の詳細調査といったも

のを、まずは先ほど石垣に荷重をかけないといったところで許可をとっていくとなると、その詳細調査は後だという形での調査という形で考えているところがございます。それで、B 案についての石垣詳細調査①、石垣詳細調査②とありますけれども、石垣の詳細調査①といったものについては、先程の石垣を、机上の検討で、例えばレーザー探査をやっていくとか、石垣の、今の荷重をかけていくとどうなんだとか、かけない場合はどうなんだとか、そういう形のものを石垣の詳細調査①でやっていくといった想定をしているところがございます。B 案の石垣調査の②といったものについては、天守閣自体を壊した後に、今後実際に机上での検討がどうだったのかといったことを、もう一回、石垣自体を外すことも、外せるといった状況になっていますので、そういった状況から、石垣の詳細調査②といったものを実施するといった形でございます。

続いて裏面の C 案といったものをご覧ください。この C 案につきましては、今度文化庁の現状変更の許可といったものを、30 年の 5 月にとっていこうといった案でございます。ここで、A 案、B 案と少しちょっと違ってきますのは、この石垣の詳細調査といった、方向性を見出す、石垣にかかる荷重的なものだとか、熊本地震を受けての詳細調査を終わった後に現状変更の許可をとっていこうといったスケジュール感になってございます。その現状変更許可を取った後に、仮設の工事、解体工事、及び、天守閣の木造復元の工事といった工程に入っていこうといった立てつけになっているところがございます。この石垣の詳細調査①、②につきましては、先程の B 案と内容的なものは一緒でございます。

この A 案、B 案、C 案について、大きく違っているといったところについては、文化庁の現状変更許可をどういった状況でとるのかといったこと、それが、石垣の詳細調査を実施する前に、石垣に荷重をかけないといった方向性でとっていくといったものと、石垣の詳細調査を実施した後に文化庁の許可をとっていくといったものと、あとは、文化庁の許可といったものを 5 月じゃなくて 10 月の時にとっていこうといった、その 3 つの三案が今はご意見をいただきたいといった内容でお示しさせていただいているところがございます。大きくはそういったところの内容かなと思っはいるところがございます。

資料 2 についての説明については以上でございます。

館 主 幹

ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問等がございましたらお願い致します。

渡 邊 主 幹

すみません、ちょっと付け加えて補足として説明させてください。この A 案、B 案、C 案につきましてですけれども、基本的には当初、プロポーザ

	<p>ルで優先交渉権者さんの方から出していただいた工程の内容については、基本的には変わってはいる状況ではございません。今回、工程 2022 年 7 月といったところを踏まえて、指摘された石垣の調査だとかですね、あとはこの継続の審議といったところで時間が少しかかっているといったところ、その 2 点を踏まえて、どの時期に調査をやっていくかといったことを盛り込んだ状況でございまして、この仮設の工事及びこのエレベーターの解体だとか、天守閣の解体だとか、木造の復元に係る実際にやっていく内容については、この当初のものが盛り込まれているといった形でございます。補足としてご説明させていただきます。</p>
館 主 幹	<p>それでは、何かございますか。</p>
三 浦 委 員	<p>質問していいですか。</p>
館 主 幹	<p>はい、結構です、三浦先生。</p>
三 浦 委 員	<p>この 3 つ案の中にですね、天守閣木造復元工事の中に、石垣の修復積み直しの期間というものは入っているんですか。</p>
渡 邊 主 幹	<p>石垣の修復の件につきましては、方向性を、石垣の調査をした結果によって、石垣の積み直しが必要だという形になれば、この天守閣の復元が終わった後に、どれだけ、ボリュームによって今度期間が変わってくるかと思えますので、その期間を今後もまた設けていくと、復元が終わった後にまた積み直しをしていくといったことは想定をしているところでございます。</p>
三 浦 委 員	<p>要するに、積み直さないで、とりあえず木造を建てておいて、必要な場合は後から。</p>
渡 邊 主 幹	<p>後から、荷重、そういう形になります。</p>
三 浦 委 員	<p>それですと石垣に荷重をかけない方式でないといけませんよね。</p>
渡 邊 主 幹	<p>基本的に石垣に荷重をかけるのか、かけないのかといったところで、大きな形は変わってきますけれども、基本的には、荷重をかけるのかかけないのかといったことと、荷重のかけ方といったものの、また議論になるのかなと思っております。少し話をさせていただきますと、天守閣自体での荷重をかけるのか、それとも、天守閣自体からではなくて他の方法でかけ</p>

	<p>るのかだとかは、また先生たちとご議論させていただきながら、また文化庁さんだとか、優先交渉権者さんにご相談させていただきながら、また方向性を見出していくものかなと思っております。</p>
三 浦 委 員	<p>もう一つ同じように確認したいんですが、天守閣の穴倉、要するに地下一階のことですね、地下一階の周囲にですね、石垣といいまして、幅 2m の堤防状の石垣がぐるっと周りを取り巻いているんですね。その中に、昭和の SRC 再建の時にコンクリートが入っていることは図面でわかりましたのですが、今回、そのコンクリート基礎というのは、造り直すのですか、それともそのまま使うんですか。それによって、もし造り直すのであれば、地下一階より上の上部の石垣は解体しないと、上造れないですね。その辺のところをどうするかを、ちょっと説明していただきたいんですが。</p>
渡 邊 主 幹	<p>上部、地層階部分に周っているところでございますが、それが今後の木造復元の方法と、あとは、石垣をどういった形で維持、保全をしていくのかといったことによりますね、まずは方向性が見出されるのであろうと。ただ、今回取り壊しをするといったところの話の中でですね、やはりその部分も取り外してしまっていて、その中で先生今おっしゃられた RC の部分はこの際だから解体をするんだというような形での方向性であれば、そういった形での、</p>
三 浦 委 員	<p>決まっているのか。</p>
渡 邊 主 幹	<p>決まっている状況ではございません。ただ、提案の中ではその RC の部分はとってしまうよといったご提案では今いただいているところでございます。</p>
三 浦 委 員	<p>取るということは要するに少なくとも内側だけ、</p>
渡 邊 主 幹	<p>外すという形で今想定しています。</p>
三 浦 委 員	<p>内側の解体した石垣の積み直しは、今度木造復元工事の中に入っているのですか。</p>
渡 邊 主 幹	<p>そうですね、その部分については、石垣の地層部分については、取り外しをして、新たなものを、石垣に荷重をかけないといった方向で考えていけば、その頭、上部だけは取り外しをしないと復元になっていけないの</p>

	で、その部分は、この工程の中に含まれております。それで
三 浦 委 員	ですから、木造の方に入っていますよね。
渡 邊 主 幹	はい。それ以外の部分につきましては、また今後、調査の結果次第で、またこの復元の後にですね、修復をしていくといった形になっております。
川 地 委 員	説明の中でちょっと確認なんです。以前の工程を見ますとですね、地層部分の、今先生がおっしゃられた、内外部の、地層部分の内外部の石垣は、解体の前に取り外して、ということになってますよね。以前の工程は。そうになってますよね。そうすると、今のお話は、この木造復元工事の中に入ると、ということですか。
渡 邊 主 幹	すみません、この木造復元のこの、31年くらいから始まる木造復元の中っていう訳ではなくて、解体が始まるものは、それを、解体、もう少し前、一部分に、地層部分については、工程の中で、前に、やっていく可能性も当然出てくるかと思えます。
川 地 委 員	そうすると、この工程の中では、具体的にどの、解体を終えた、以前のこのネットワーク工程を見ますと、確か解体の前にですね、地層部分の内外の石垣は取り外して、解体期間中は保存をして、ということに確か工程はなっていたと思うんですが。だからそれを、この工程の中でどういう位置に。例えば、僕はそういう意味ではこの石垣詳細調査追加というところ辺りになるのかなと思ったりしたんですが。その工程の中でどのような場所になるんですかというところを教えていただければ。
渡 邊 主 幹	今の予定としては許可がとれた後からっていう、
川 地 委 員	当然、それは（聞き取れず）
竹 中 工 務 店	よろしいですか。当初はですね、先生がおっしゃったような工程で考えたのは、地層部分の内側の石垣は、SRCの修復時に当時安藤・間さんがそれなりに調査はされたかもしれないんですが、結構、今の基準から行くと結構アバウトな調査で積み直されているので、今回も、そういうものであるんで、結構簡単に崩せるんじゃないかという現説時のご説明をいただきましたので、あまり期間を設けずに上部の全体の解体工事の中で、内側の石垣も崩ささせていただければという工程で考えておりました。その後、文化庁さんの手続きとか、色々、名城事務所さんと打合せをさせてい

	<p>ただく中で、今ある石垣でも、それなりに価値があるものなので、壊すことは多分許可は出るだろうけれども、綿密な測量をしないと、記録をちゃんと残してからじゃないと崩せないだろうというところをご指導いただきまして、その工程を、今回 A 案、B 案でいけば、一番下の、緑の両矢印に書かれているようなところ。</p>
川 地 委 員	<p>ここでやるんですね。</p>
竹 中 工 務 店	<p>ええ、石垣調査（追加）って書いてあるところでやらないといけないだろうと。もう一つ、ちょっと、今のこの A 案、B 案で考えているのは、穴蔵の地層部分の石垣のそのまた内側に現天守の耐震壁がずっとぐるっと、約半分から三分の二くらいは囲まれてて石垣が見れない状態なので、その耐震壁をきちっととってしまわないと、三次元測量とか、きっちりした現状の石垣の資料が残せませんので。ただ、一番下の階の耐震壁ですので、それを取ろうとすると上を、一階から上をすべて解体した後でないと、ちょっと我々も怖くて調査に入れませんので、それで、ここでは、A 案、B 案では、黄色の工程で解体工事（天守閣）と。それで一階以上を壊した後、緑の矢印のところの解体調査に入らせていただければというところで、そういう工程で、ご協議させていただいているところであります。</p>
川 地 委 員	<p>わかりました。</p>
片 岡 委 員	<p>ひとつよろしいですか。最初のころちょっとお話したと思うんですけども、現在、それなりに安定した状態で、石垣と天守閣の状態はあります。今度、天守閣を解体した時に、そのリバウンド効果、重量が軽くなるので、石垣にどういう影響を与えるのかという辺りを、予測しておかないといけないかなっていうふうに思っていたんですが、そういったあたりのリバウンド効果っていうのかな、これはもう問題はないっていうふうに技術的な判断をしているのか、それなりの問題点として捉えていこうとしているのか、その辺りのことを聞かせていただけませんか。</p>
竹 中 工 務 店	<p>提案時の段階でも、シミュレーション、検討はしておりまして、基本にお城の荷重は現在ケーソンを介して深いところの支持層に荷重が載っていると。そうしますと、解体した時の影響というのは、まずはケーソンの下端の除荷といった形で、一応 FEM の解析をしております、石垣の部分での変形角でいくと、十分小さい形であろうという予測のもとで、今の計画となっております。ただし、今後詳細調査、今後おそらくレーダー調</p>

	<p>査だとかそういった裏込めの中の状況もある程度把握する中で、再度、事前に詳細検討は行おうという計画で、今進めております。</p>
片岡委員	<p>石垣の問題は非常に難しい問題で、シミュレーションも難しいんですけども、そういったあたりは慎重に検討していただけるといいかなと。とにかく文化庁も非常に大事にしている石垣ですから、よろしくお願いたいなというふうに思いますけれどね。</p>
三浦委員	<p>せっかくケーソンの話が出ましたので申し上げていいですか。熊本の地震におきましてですね、国土地理院の発表で、だいたい熊本城のある茶臼山の台地が 20cm ぐらい全体的に沈下したっていう測量、観測結果が出ましてですね。熊本城の大天守と小天守は鉄筋コンクリートなんですけれども、あれは両方ともじかにですね、杭が打ってあって、支持地盤まで届いているんですよ。従ってですね、熊本城の小天守の石垣の今の現状を見ていただくとわかりますけれども、小天守に関しましては、石垣の一番てっぺん、天端からですね、小天守の一階外壁との間にですね、だいたい 2、30cm 隙間が空いちゃったんですね。どうしてそうなったかと言うと、このコンクリート天守は沈まなかった。ところが、周りが、全体的に茶臼山自体がですね、2、30cm 沈下しちゃった。で、結局、浮き上がった。あれは、茶臼山というところは、基本的には土でできてましてですね、はるか地下のところまで、支持地盤まで杭が打ってあるわけですよ。同じことが名古屋城の場合ですと、名古屋城は栄町からずっと続く台地の上にありますので、基本的には土でできているんですよ。天守台の中に入っているケーソンは支持地盤まで打ち込んでありますから、同じことが起こるかどうかは保障できませんけれども、もし同じことが起こると、ケーソンは沈下しない、ただし石垣が 10cm か 20cm、まあ 20cm も下がることはないだろうと思うんですけども、全体的に、名古屋城全体の地盤が 10cm 沈下してしまった場合ですと、再建した天守が 10cm 浮き上がってしまうことに。相対的に浮き上がりますよね。そうなりますから、それを防止しないといけませんよね。そうすると、このケーソンの上にじかに天守を建てておくと将来浮き上がって困りますので、再建する天守はケーソンの天端よりも少し浮かせていて、将来地震で地盤がずれた時には、それを浮かせた空間で下に下げて戻さないといけなくなりますよね。まあ木造ですから別に後で下げることは十分可能でございますが、そういった配慮も必要になってくるかもしれないので、ちょっとこの基礎のところは、今回の木造天守はですね、少なくとも解体するまで 4、500 年くらいはですね、安定してもらいたいんですが、その間にはですね、1000 年に一度の強力な地震がくる可能性もありますか</p>

	<p>ら。その辺の、ちょっと配慮をいっぺんしてみたいと思います。ただ、熊本の天守のですね、地震の影響につきましてですね、色々な人から色々意見を聞くんですけども、どうもまともな答えが返ってこないの、今度行って研究してこようかとは思いますが、だから、定かじゃないですけども。そういったね。で、先程の工程なんです、結局、穴蔵の周囲の石垣は解体することは確かなんですが、その解体した石垣はどのみち積み直さないといけませんから、その積み直しの期間というのは多分この木造復元工事の中に入っているんですね、結局。確認ですが。</p>
竹中工務店	はい。
三浦委員	わかりました。
館主幹	他は、よろしいでしょうか。
三浦委員	もう一点確認していいですか。C案の方ですけども、復元検討委員会2回しか入っていないんですが、だいたい文化庁は3回やらないと通さないというのが伝統なんです、大丈夫ですか。
渡邊主幹	C案についての基本的な考え方ですけども、これは石垣の詳細調査をやった後に許可を得ていこうといった形になってございます。実際、7月の時、いまこれ7月に○がついておりませんが、7月の時にですね、石垣の詳細調査といったものの内容が、もしある程度のものが見込みが立つことができれば、7月の分には出すことが可能かなと思っております。ただ、7月の詳細調査については、7月から予定をされるという形でございますので、なかなかまあ、2回ぐらいになるかなと思っています。ただ、この中で、当初の中でもできる限り早期にですね、昭和実測図が残っていたりだとか、かなりの、名古屋城に関しては情報がたくさんあるといったことと、あとはまあ、できる限り、文化庁とのやりとりをですね、復元検討委員会といったものがなかったとしても、やりとりをしながら、情報共有しながら、成果物をですね、精度の高いものに仕立てあげていこうと、そういった形を以て考えているところでございます。
三浦委員	<div style="background-color: black; height: 80px; width: 100%;"></div>

多分これ

	調査官によってやり方が違うので、何とも言えませんが。これは調査官とよく相談していただきたいんですが。名古屋城天守の今後の再建というのは、理由がちゃんとありますよね。その理由に基づいて木造再建するんだと。史料も非常にたくさんあるんだという。したがって、だいたいの工程がどれくらいで、今後名古屋城全体の整備計画の中でどういう位置付けになるかとか、そういうもので、最初の回で木造再建の許可だけもらって、詳細については2回目、3回目というやり方をということもあります。調査官とよく相談して決めていただいた方が。よそではそういうふうに、頭出しだけっていうことはあるんですけど。
渡 邊 主 幹	そうしますと、これ、C案については2回だけだけでも、例えば7月の時に頭出しができるのかどうかっていったことも踏まえて、調査官と相談をされた方がいいかなと。
三 浦 委 員	3回くらいやった方が、しといた方が、～～と困りますんで。
西 野 所 長	今のお話だと、例えばA案がそういう形だというイメージですかね。
三 浦 委 員	ですから、C案でも別に3月に、(出していいんじゃないかと思うんですけども)
西 野 所 長	そう、C案でも3月、おっしゃる通り同じことですので、C案の●(黒マル)っていうのは、石垣の調査報告もしたうえでこの●(黒マル)としてますので、要は出させていただければもちろん3月とか、あるいは7月ということですね。
三 浦 委 員	とにかく2回だけでは審議が通るかどうか不安なので、なるべく、
西 野 所 長	数を多く、
三 浦 委 員	多くしといてですね、最悪な事態にならないように努力した方がいいですね。
川 地 委 員	イメージとしては、やっぱりこのA案、B案がそうですが、やはり基本設計がある程度まとまった段階で、文化庁とのやりとりはやっぱりすべきだというふうに思いますし、今のお話で、このC案についてもですね、基本設計がまとまった段階でやっぱり協議をすべきじゃないかと、こういうふうに思いますけどね。

西野 所 長	基本設計がまとまるのは基本的にどの案でもだいたい同じでですね、結局、許可をとるところまでが基本設計ということでイメージはしておりますので。許可をとるといふか、ある程度その、復元検討委員会にしっかりとしたものを出せるといふか。ここでちょっと、その時期によって延びてるといふことですので、C 案でも早く出すことは可能だろうといふふうに思います。
三浦 委 員	実施設計中に検討委員会の方で変更要求が来た時に非常に困りますので。特に、軽微な変更でしたら別になんともないんですけどね、根本的な変更要求が来たときまづいので、なるべく早めの方がいいように思いますね。A 案の方の最終許可がちょっと遅すぎるような提案になっていますね。実施設計がほとんど終わったぐらいなところでしょ。
西野 所 長	許可を、A 案の方でいくと、詳細の最終許可を 10 月というと、30 年 10 月としていますけれども、もうちょっとこれは早めにとって、それから後の、
三浦 委 員	ちょっと心配な気がする。
西野 所 長	後の、なんていうんですか、後の細かいことに対して、実施設計の中で対応していくっていう。
三浦 委 員	大きい声じゃ言えませんが、とんでもない理不尽なことを言われることがありますんで。
川地 委 員	確かにあれですよ。この実施設計が、結構、2 年弱ですか、あるんですが、当初の計画でいきますと実施設計っていうのは 7 か月ぐらいで考えておられましたね。それ以降がいれば詳細設計ということになるのか、これそういう意味では、かなり実施設計、まあ詳細設計に入る前ですね、実施設計がまとまった段階で、今先生おっしゃった協議をするっていうのが一つあるかなといふふうに思いますがね。
渡邊 主 幹	先生たちのいまの許可の時期のお話、逆に言えばできるだけ早めにとった方がっていうお話があったんですけども、そういった中で、石垣の関係の詳細調査自体をできるだけ早めにし終わってから許可をとるのか、それとも石垣の詳細調査っていうのはまずは全体の許可をとってから後にするのかといったところの議論的なものは、そういった形は、どのよう

	<p>な形でやってけばいいかなっていうのは大きなポイントかなとは思ってはいるんですけども。</p>
三 浦 委 員	<p>この復元検討委員会です、審査してもらう内容をですね、要するに木造復元部分が史実に忠実に、歴史に忠実に正しく設計されているかどうかという審査と、それから、構造上安全上の問題と別にですね、審査を求めた方が良くもありませんね。だいたい復元検討委員会というのは構造上安全かどうかというのは審査できないと思いますので。だから石垣の強度の保全とか何かはたぶん分からないと思いますし、分からないというよりは、関係ないというのではないかと、その職務としてですね。その辺のところもですね、復元検討委員会でどこまで、何を聞くのか、ようするに木部の正しさを復元、許可するのか、石垣の修復の仕方まできくのか。いまだかつて下の方まで言われたことはなかったと思います。ただ下の方が傷まなければよいというくらい。</p>
渡 邊 主 幹	<p>全体的ななかで石垣に関しても、今回は木造復元といったものがあるんですけども、石垣に関しては特別史跡の中で、先ほど先生たちもおっしゃってみえた重要な部分といったこともあるので、石垣に関しても、しっかりとした計画的なものは考えてくださいねと、といったことは文化庁からは、全体的な許可のなかでの一つだと頂いてはいるところなので、そういったところをどういう形で石垣の方向性を出していくのかが一つのポイントとなるかと思っはいるところでもあります。</p>
川 地 委 員	<p>一つ質問なのですが、石垣の話からは外れるかもしれませんが、最初のご説明で 2022 年の 7 月を目途にということですよ。それがいわば大前提になる訳ですが、結果としてこの A 案、B 案、C 案を見てみますと、A 案は 2021 年の 11 月、B 案は 2022 年の 1 月ということで、私のイメージは 2022 年ということは、以前の 2020 年の 7 月から 2 年ということで、竣工が 2022 年 7 月という目標になるのかなというなかで、結果的に今のご説明だと A 案、B 案、C 案、それぞれ石垣の調査その他に基づいて、工程が組まれて結果的にお尻からずれてきている訳ですが、なんというか大前提を 2022 年の 7 月という大前提の中でどういう風に工程を見直すかということではないわけですか。</p>
西 野 所 長	<p>それにつきましては、議会の意見を踏まえて、市長としては 2 年、2022 年 7 月というのを目途に見直したいと言っておりまして、ただ、その際の説明としては、竹中工務店さんと全く協議をしていないなかでのお話ですので、そういう意味では、具体的にはこれから協議をしたうえで、改</p>

	めてということになっておりますので、市長のイメージとしてはそうなんですけども、実際に工程を組んでいったときに、それで若干変わってくるのは、それは主旨が変わらないので、それはそのようにご説明していくのかなというようには思っている。
三 浦 委 員	もう一つ聞いていいですか。A 案と B 案では、2022 年の 7 月よりは半年以上も前に出来てしまっているんですけども、後ろの方これ余らせているのは、これ工程がどうせ伸びるだろうからという事で余らせているのですか。
西 野 所 長	基本的には元々プロポーザルを頂いております 2020 年 7 月という工程があります。それに今回は、石垣についての調査という事が加わった…。
三 浦 委 員	その分だけ後ろのずれたという事だけ。
西 野 所 長	その通りです。
三 浦 委 員	ということは、2022 年より早くできてしまうということ。
西 野 所 長	そうです。その石垣の要素を踏まえて工程を組み直したときに、我々がイメージだけで言っていた 2022 年 7 月ということよりも早く終わるという結果になるということ。
三 浦 委 員	ということは、別に A 案、B 案でももう少し 2022 年 7 月に終わりが近づいても構わないということ。
西 野 所 長	実はちょっと法的な、要するに、元々プロポーザルということで提案がありまして、法的にプロポーザルの有効性という事を考えた時にですね、工期が変わりますので、そのプロポーザルが有効かどうかというそのへんのところ、我々として認識しているのは、元々提案されたものと基本的には変わらない。ただその後、我々が付けた、要するに石垣という事によって変わってきた、その分が変わってきたというものは同一性が保たれる。プロポーザルが継続できる。我々としてはそういうふうと考えているところです。
三 浦 委 員	そういう深い配慮があったとは知らなかったのです。
館 主 幹	他はよろしいでしょうか。ご意見。

渡 邊 主 幹	<p>すみません、あともう一つ先生たちにお伺いする中、今のお話の中で基本的には当初プロポーザルといったものを大前提に、まずは工程の方を置いておきますと。ただ、置いた中でも、熊本の地震を受けて追加でやっていきたいといったものだけは、追加で入れさせていただいて、それによって今工程が A 案、B 案、C 案として決まってきたと。そういった形に関しまして、技術的な側面からになるかとは思ってはいるんですが、そういった形のものでの同一性といったものは、我々としては同じような考え方でのプロポーザルをやっているといったことでの、認識をしているところはあるんですが、基本的にはそういった考え方で問題はありませぬよねといったところで、ちょっと先生たちにお伺いをしていきたいなとは思っているんですが。基本的にはその工程のものを入れ込んで、プラスアルファで調査をやるといったところだけ、それを、工程を延ばさせていただいたと。そういう形のものでの同一性を確保していると。そういった形でございますが、先生たちには技術的な側面からっていう形になるかと思いますが、問題はないというふうに我々は捉えていますけれどもよろしかったでしょうか。</p>
北角特別秘書	<p>渡邊さんいいですか。今おっしゃったことは、それはその通りなんですが、そういうことで市長として全部了解していることじゃありませんので。それはおっしゃってください。</p>
西 野 所 長	<p>なにがですか。</p>
北角特別秘書	<p>その、なんて言うんですか、期間を全部動かさないとかね、それで今やりますということで当局の考え方はそれでいいんですけどね、いいんですが、ただ、その政策的に、例えば、一番最初この短いやつだつて、提案がある訳ですね、実際竹中さんから出てきた提案とはちょっと違う訳なんですけど、市長として、そのインバウンドが大事だというようなことを考えている中で、2020年の7月にどういうふうなことをやるのかということは一歩考えなきゃいかんと、こう思っている訳ですが、この工程案では、AもBもCもそれは考えていないんですね。で、それについて、それは考えなくても、これをぱっと見ると考えなくてもよいというふうにも見えるんですが、あるいは、そういう観点はこれ抜けておると思うんですけど、それを外して考えていいということで、市長は納得して考えられている訳ではないということです。</p>
西 野 所 長	<p>基本的な考え方としてこの案を示させていただいております。そこで、今</p>

	<p> 回ご意見をいただいておりますが、最終的に、政策的な意味でですね、今、例えば、2022年7月により近づけるということも考えられるんじゃないか。例えば、工事をいったん止めて、この工事の過程を見せるために期間を取るとかですね、そういうことを政策的にやろうということはまだそれは、その上で、付加してやることはありますよと。それはまだ決定はされておられません。一応、今のここで作った工程っていうのは、今申し上げたような考え方で作っておりますという、そういうことでございますので、そういうご理解をしていただければと思います。 </p>
川地委員	<p> さっきちょっとね、確認をさせていただいたのは、今のお話にも絡むんですが、A案、B案であれば、2022年の7月に向けてのこの期間をですね、有効に活用すればいいんじゃないかと。それこそ今ちょっと話題に出ましたですね、私はやっぱりオリンピックの時期にですね、工程との関係もあるかもしれませんが、例えば、やっぱり横から見るとはなくて、その空間の中にですね、工事中の空間の中に入っていただけであれば、臨場感もありますしね。ある時期、例えば、8、9、10、三か月くらいはですね、まあ全階とはいかないけれども、先行している1階、2階辺りはですね、工事中のところ、実際にこう入ってもらうということなんかもですね、考えるということの一つあるのかなと。そういう期間としてこのA案、B案については、数か月ありますよね、この工程を利用すると。ただ、法的な問題がね、あるというお話なんで、この辺りはもう少し検討いただいてね、工程について多少の変更があることについては、プロポーザルの法的な問題に、なんていうか、関わらないということであれば、そういうことも含めて検討を、大いに検討できるのかなとは。2年先送りしたことをですね、ただ石垣の問題だけではなくて、いろんな形でそれをうまくですね、活用していけばいいんじゃないのかなと、こういうふうに思っているもんですから。こんなことを含めて検討していただきたい。 </p>
西野所長	<p> ありがとうございます。いまおっしゃっていただいたように、先ほど申し上げたように法的な問題ということ踏まえうえて、最終的には政策的に色々考えていくことはあるというふうに思いますので。 </p>
片岡委員	<p> ちょっといいですか。これまでに文化庁とのAの相談だとかですね、BとCの。そういうことも多分なさっていると思うんですけども、その辺りが我々には見えてこない。どういう、基本的な考え方をもって、これを進めていくのか。その辺は出しにくい部分はあるんでしょうか。 </p>
西野所長	<p> 文化庁さんはやはり、名古屋市としての考え方をですね、全部まとめた上 </p>

館 主 幹	<p>でてきたものについての、なんていうんですか、審査をするということなので、なかなかその確定的なことを事前の打ち合わせに段階で、なかなかお話にはならないところがあります。ただ、今回やっぱり熊本の地震を受けて、石垣をどう保全していくかと言いますか、石垣の安全性を保つ対応をですね、その辺には非常に関心を、担当の調査官の方は、非常に関心を持っていらっしゃるということは、話の中では受け取れるなという、そういうことでございます。</p> <p>他は、よろしいでしょうか。竹中さんから何かあれば。よろしいですか。それでは、ありがとうございました。以上をもちまして本日の議題の方を終了させていただきたいと存じます。評価委員の皆様、竹中様、どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見等につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。今後ともご指導、ご助言の方よろしくお願い致したいと存じます。なおですね、本日の会議につきまして、優先交渉権者である竹中工務店様の技術提案などの工程計画につきまして、技術上のノウハウ等の、そういった情報が含まれているところで、今回は非公開とさせていただいております。恐縮ではございますが、工程の具体的内容などにつきまして、マスコミの取材等がございました場合につきましては、情報管理にご配慮いただきますよう、よろしくお願い致します。基本的には名古屋城に聞いてくれと言っていたいただければそれで結構かなと思いますので、よろしくお願い致します。今後の予定でございますが、今、11月定例会が始まっております。30日からですね、今回の議案につきまして、更に審議させていただきまして、ご高決いただく予定になっておりますので、11月定例会の結果につきましてはまた改めて評価委員の先生方にもご報告させていただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。本日の会議につきまして、これで終了させていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。</p>
-------	---

名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)の
実施に伴う意見聴取会(第4回)

日時：平成28年11月24日(木)10:00～

場所：名古屋城総合事務所 西之丸会議室

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

名古屋城天守閣整備事業に係る工程表について

4 閉会

名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の
実施に伴う意見聴取会（第4回） 出席者名簿

日時：平成28年11月24日（木）10:00～
場所：名古屋城総合事務所 西之丸会議室

■評価委員

（敬称略・五十音順）

氏名	所属
片岡 靖夫	中部大学 名誉教授
川地 正数	川地建築設計室 主宰
三浦 正幸	広島大学大学院 教授

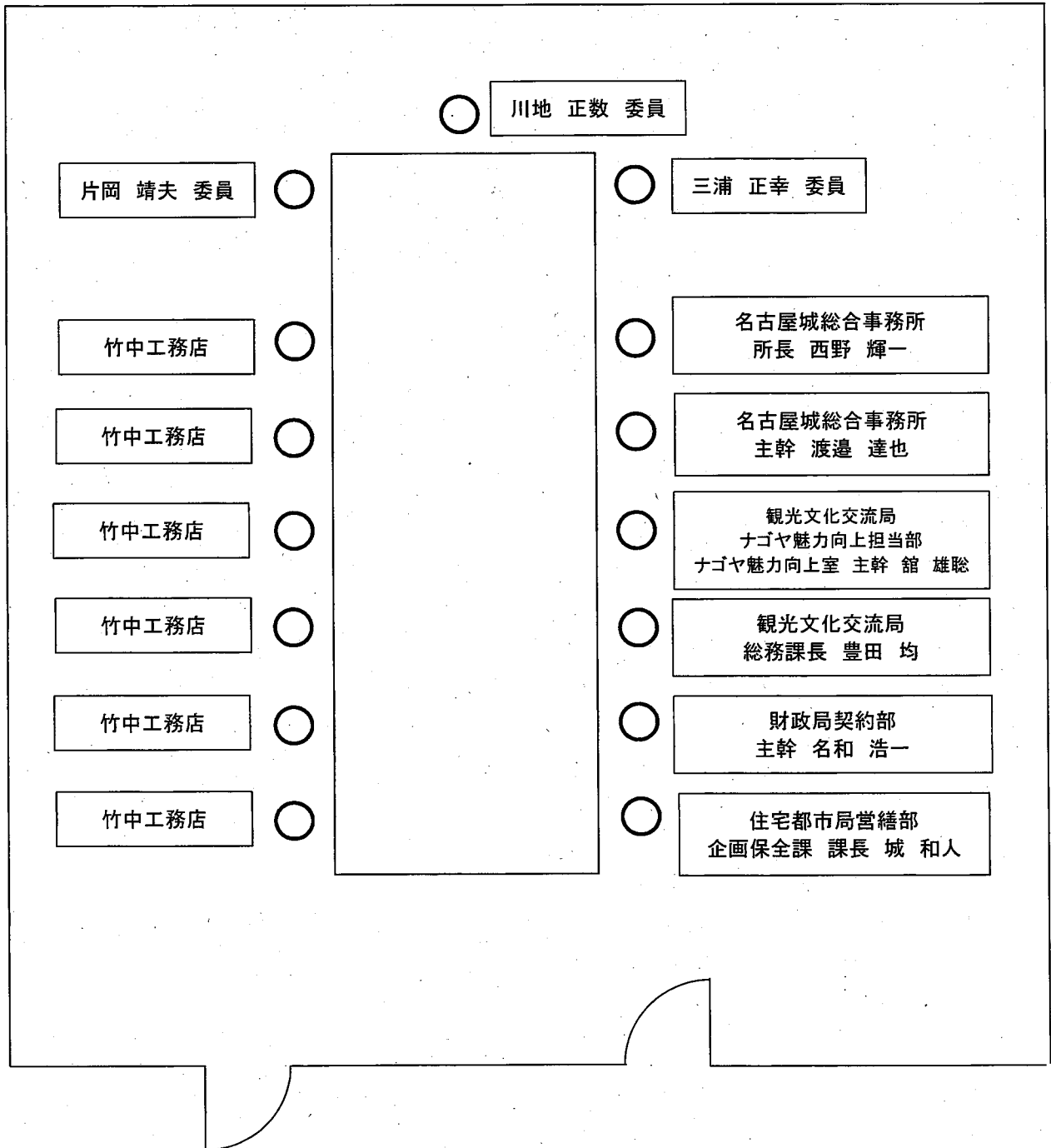
■事務局（名古屋市）

氏名	所属
西野 輝一	観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長
渡邊 達也	観光文化交流局名古屋城総合事務所 主幹
舘 雄聡	観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室 主幹
豊田 均	観光文化交流局総務課 課長
名和 浩一	財政局契約部 主幹
城 和人	住宅都市局営繕部企画保全課 課長

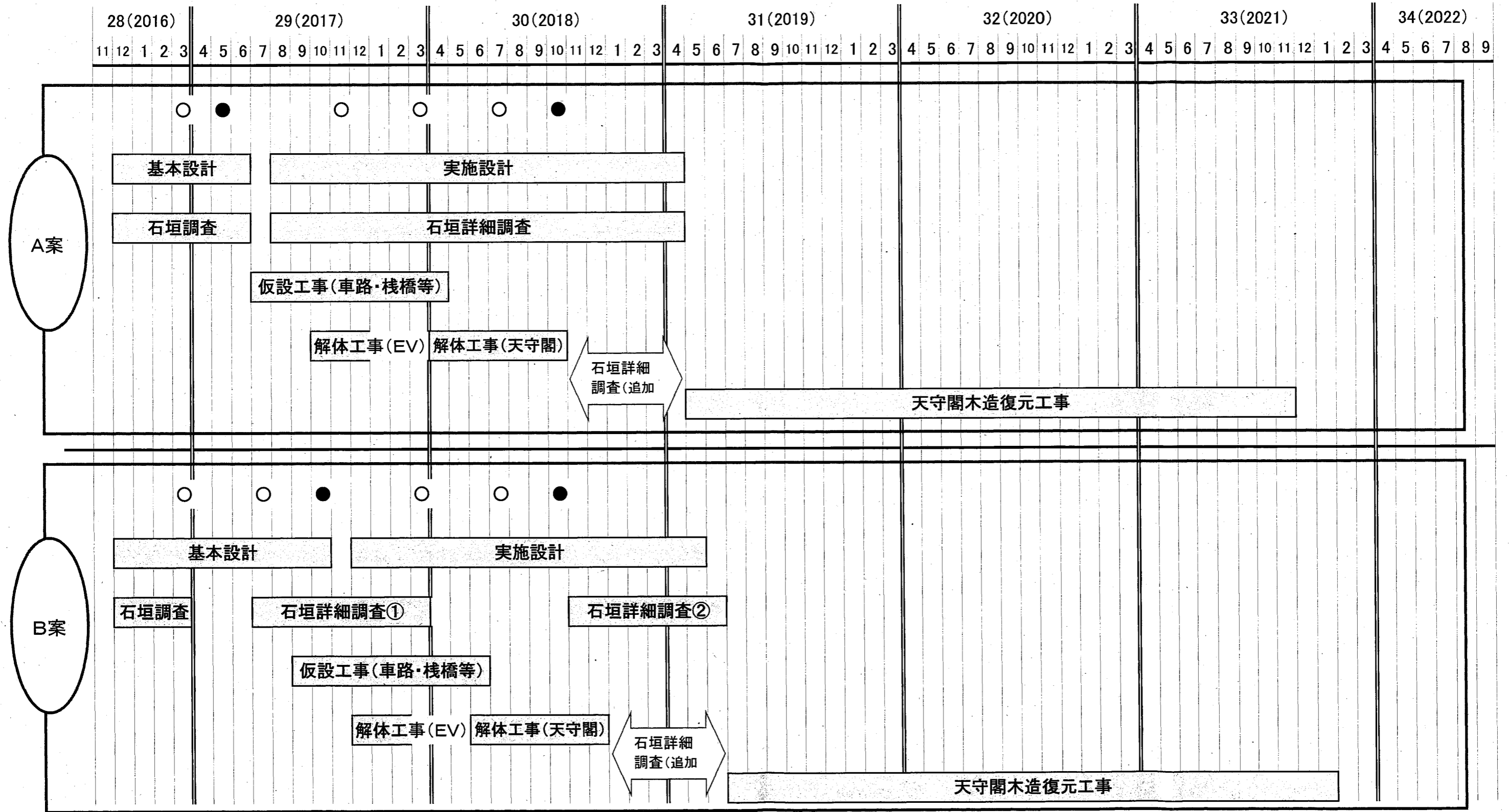
席配置表

日 時:平成28年11月24日(木)午前10時～

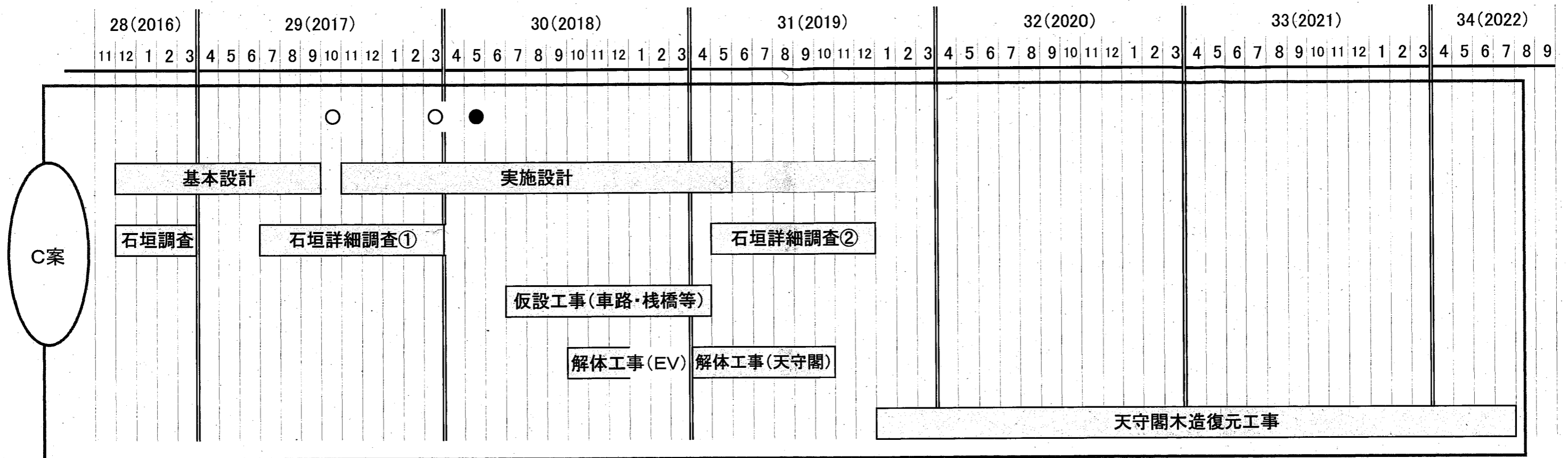
場 所:名古屋城総合事務所 西の丸会議室



時期	項目	内容
平成 28 年 3 月	意見の聴取会（第 2 回、第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の審査 ・優先交渉権者の選定
4 月	経済水道委員会（所管事務調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・天守閣整備事業に係るスケジュール変更案の提示、優先交渉権者との交渉の進め方等
5 月	（上旬）2 万人アンケート発送 （下旬）2 万人アンケートまとめ 市民向け報告会開催（市内 5 会場）	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年 7 月までの木造復元「21.5%」 ・2020 年 7 月とらわれない木造復元「40.6%」 ・耐震改修「26.3%」
6 月	広報なごや特集号（各戸配布） <u>6 月定例会</u> 天守閣整備に係る補正予算議案（設計費・仮設工事費）の提出 ⇒継続審査	<p>「名古屋城天守閣の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年 7 月までに名古屋城天守閣を木造復元するための基本設計等の予算議案を上程 ・市長から、2026 年、27 年を目途に工程を見直すことは、名古屋にとって大きな起爆剤となるが、優先交渉権者の法的な位置づけの整理などに若干の時間を要すると発言 ・議会から収支見込、石垣の安全性の確保、総事業費の妥当性などの課題の指摘を受け、<u>継続審査</u>となる
7 月～8 月		<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算可決に向け優先交渉権者と協議
9 月	<u>9 月定例会</u> 継続審査となっていた補正予算案について審査 ⇒引き続き継続審査	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の影響による石垣の詳細調査の必要性など、6 月定例会においても指摘されていた諸課題に対応するため、市長と市当局が相談の上、<u>完成期限の見直しを提示</u> ・会期末に市長から、完成期限をおおむね 2 年延長し、2022 年 7 月を目途としたいと発言 ・議会から、完成期限の見直しについて、優先交渉権者との十分な協議がされておらず、工程の確認が取れないこと、訴訟リスクが否定できない等の課題が指摘され、<u>継続審査</u>となる
10 月以降		<ul style="list-style-type: none"> ・工程表等について優先交渉権者と協議中



注: ○復元検討委員会開催、●文化審議会開催



注: ○復元検討委員会開催、●文化審議会開催